

日本語教育センターに関する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

日本語教育センターに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構の業務方法書(平成16年4月1日
文部科学大臣認可)第47条に基づき、同第38条に定める外国人留学生に対する
日本語予備教育の業務を行う日本語教育センターについて必要な事項を定めるもの
とする。

(日本語教育センターの目的)

第2条 日本語教育センターは、我が国の大学等に入学を希望する外国人留学生に対
して日本語の教育及び大学等の教育を受けるために必要な教科の教育を行うととも
に、我が国において日本語を習得しようとする外国人に対して日本語の教育を行う
ことを目的とする。

(名称及び所在地)

第3条 東京日本語教育センター(以下「東京センター」という。)及び大阪日本語教
育センター(以下「大阪センター」という。)の名称及び所在地は、それぞれ次のと
おりとする。

(1) 東京センター

日本学生支援機構東京日本語教育センター
東京都新宿区北新宿3丁目22番7号

(2) 大阪センター

日本学生支援機構大阪日本語教育センター
大阪府大阪市天王寺上本町8丁目3番13号

2 東京センターは国際学友会日本語学校と、大阪センターは関西国際学友会日本語
学校と、称することができるものとする。

(教職員)

第4条 東京センター及び大阪センターの教職員については、各センターのセンター
長を各センターの校長とし、副センター長を副校長とするほか、必要に応じて次の
教職員を置く。

(1) 日本語教員

(2) 基礎教科教員

(3) 生活指導担当者

(4) 事務職員

2 前項各号の教職員は、必要に応じてその一部を非常勤とする。

(課程)

第5条 東京センター及び大阪センターに、それぞれ、大学等への進学のため日本語及び基礎教科についての教育を行う課程、及び、大学院等への進学等のため主として日本語を教育する課程を置く。

2 前項の課程の修業年限は、当該課程の教育内容等に応じて1年以上とする。

(入学定員)

第6条 入学定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適切な教育を行うことができる範囲内で、第5条第1項の課程及び同条第2項の修業年限の別ごとに定める。

(入学資格)

第7条 第5条第1項の課程の入学資格は、次の各号（大学等への進学のため日本語及び基礎教科についての教育を行う課程については、第1号又は第2号に限る。）のいずれかに該当することとする。

(1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了したこと。

(2) 外国において中等教育の課程を修了したこと。

(3) 当該課程を履修するに足りる学力があると認められること。

(入学許可、休学、退学)

第8条 入学の許可は、東京センター及び大阪センターにそれぞれ置く入学者の選考に係る委員会の検討を経て、各センターのセンター長が行う。

2 東京センター及び大阪センターの各センター長は、特別の必要があると認めた場合には、学生の意に反して、休学を命じ、又は退学させることができる。

(評価及び修了認定)

第9条 学習の評価及び第5条第1項の課程の修了の認定は、試験、平素の学業成績及び出席状況に基づいて、東京センター及び大阪センターの各センター長が行う。

2 第5条第1項の課程を修了した者に対しては、東京センター及び大阪センターの各センター長が、卒業証書を授与する。

(入学選考料及び授業料等)

第10条 入学を志願する者は、入学選考料を納入するものとする。

2 入学を許可された者は、入学金及び授業料、施設設備の維持等に係る費用その他の費用（以下「授業料等」という。）を納入することを要するものとする。

3 入学金又は授業料等を納入しない者については、東京センター及び大阪センターの各センター長は、入学許可を取り消し、又は、退学させることができる。

(特別の課程等)

第11条 第5条第1項の規定に基づくもののほか、東京センター及び大阪センターにおいては、特別の課程を設け、又は、附帯教育を行うことができる。

(学則の制定)

第12条 東京センター及び大阪センターの学則は、それぞれ、理事長が別に定める。

2 前項の学則には、前条までに定める事項及びその実施に必要な手続き等の細目、組織運営規程第26条第5項の事項、並びに次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 学年，学期，休業日に関する事項
- (2) 教育課程及び授業日時数に関する事項
- (3) 賞罰に関する事項
- (4) その他必要な事項
(手数料等)

第13条 東京センター及び大阪センターにおいて、成績証明書、学校案内等の各種書類の発行又は提供、教材、施設又は設備の供用等を行う場合には、手数料等を徴収するものとする。

2 前項の手数料等の種類及び額は、理事長の承認を得て、日本語教育センター長が定める。

(寄宿舎)

第14条 東京センター及び大阪センターにはそれぞれ学生寮を併設する。

- 2 前項の学生寮の管理は各センターが担当する。
- 3 学生寮に入居する者は、寮費等を納入するものとする。
- 4 寮費等の種類及び額、定員、入寮、退寮その他学生寮の管理に関することは、理事長の承認を得て、日本語教育センター長が定める。

(国際交流活動)

第15条 東京センター及び大阪センターは、第5条1項の課程に係る教育の事業及び第11条の規定に基づく事業のほか、各センターの学生と地域住民等との交流事業その他国際交流に資する活動を実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、国際学友会日本語学校又は関西国際学友会日本語学校に現に在籍している者については、この規程により入学を許可された者とみなす。
- 3 この規程の施行前に、財団法人国際学友会又は財団法人関西国際学友会が、業務方法書第38条の業務に関してした処分、手続きその他の行為であって、独立行政法人日本学生支援機構が承継した権利、義務に係るものについては、この規程の相当する規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第8号)

この規程は、平成30年3月14日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第9号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。